

(公募占用計画の記載事項)

第三条の八 法第三十七条の四第二項第十一号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占用しようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項
- 二 公募対象施設等を設置するため港湾区域内水域等を占用しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日その他必要な事項
- 三 その他港湾管理者が必要と認める事項

(公募対象施設等及びその維持管理の方法の基準)

第三条の九 法第三十七条の五第一項第三号の国土交通省令で定める公募対象施設等の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 自然状況その他の条件を勘案して、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造であること。
- 二 船舶からの視認性を向上させるための措置その他の船舶の航行に支障を及ぼさないための措置を講じたものであること。

2 法第三十七条の五第一項第三号の国土交通省令で定める公募対象施設等の維持管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 自然状況その他の条件を勘案して、定期及び臨時に当該公募対象施設等を点検し、その損傷、劣化その他の変状についての診断を行い、その結果に応じて必要な措置を講じること。
- 二 前号の結果その他の当該公募対象施設等の維持管理に必要な事項の記録及び保存を行うこと。
- 3 前二項に規定するもののほか、公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項は、国土交通大臣が告示で定める。

第九条の次に次の三条を加える。

(港湾協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第九条の二 法第四十一条の二第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(港湾協力団体の指定)

第九条の三 法第四十一条の二第二項の規定による指定は、法第四十一条の三各号に掲げる業務を行う港湾の区域を明らかにしてするものとする。

(港湾協力団体に対する許可の特例の対象となる行為)

第九条の四 法第四十一条の六の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該港湾協力団体がその業務を行う港湾の区域において行うものに限る。)とする。

- 一 法第三十七条第一項第一号の規定による許可 港湾施設の整備若しくは管理又は港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な港湾区域内水域等の占用
- 二 法第三十七条第一項第三号の規定による許可 港湾施設の整備若しくは管理又は港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水渠又は排水渠の建設又は改良
- 三 法第三十七条第一項第四号の規定による許可 港湾施設の整備若しくは管理又は港湾の開発、利用、保全及び管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な令第十四条第二号に定める行為

第十二条の四の次に次の一条を加える。

(特定港湾情報提供施設協定の公告等)

第十二条の五 法第四十五条の五第一項の規定による公告及び同条第三項の規定による公示(同条第四項において準用する場合を含む。)は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 特定港湾情報提供施設協定の名称
 - 二 協定特定港湾情報提供施設協定の名称及びその所在地
 - 三 特定港湾情報提供施設協定の有効期間
 - 四 特定港湾情報提供施設協定の縦覧又は特定港湾情報提供施設協定の写しの閲覧の場所
- 第十九条第一項第二号中「第五十五条の七第二項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同号口中「又は」を「若しくは」に改め、限る。の下に「又は旅客施設」を加え、同号八中「第四条の二第二項第一号」の下に「又は第四条の三第二項第一号」を加え、同号二中「第四条の二第二項第二号」の下に「又は第四条の三第二項第二号」を加える。

附 則

この省令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年七月一日)から施行する。

告 示

○金融庁告示第三十三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十八年政令第二百四十八号)の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第二百一十号)第十四条第二項の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件(平成二十四年金融庁告示第六十四号)の一部を次のように改正し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(平成二十八年七月一日)から適用する。

平成二十八年六月三十日

金融庁長官 森 信親

件名及び本則中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項」を「中小企業等経営強化法施行令第十四条第二項」に改める。

○外務省告示第二百五十三号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十八年七月一日に効力を生じ、平成二十八年七月一日以降の国際出願日を有する国際出願について適用する。ただし、

修正は、修正された(a)に規定する事由が平成二

十八年七月一日以降に発生した場合には、平成二十八年七月一日より前の国際出願日を有する国際出願についても適用するものとし、

修正は、平成二十八年七月一日より前の国際出願日を有する国際出願に関し、当該規定に基づいて作成される実施細則の公布の時に定める範囲において、平成二十八年七月一日以降に国際事務局が受理する通信についても適用する。

(平成二十八年二月十七日付け世界知的所有権機関事務局長回書)

平成二十八年六月三十日

外務大臣 岸田 文雄

9.2 を次のように改める。

9.2 規定が遵守されていないことの注記

受理官庁、国際調査機関、補充調査のために指定された機関及び国際事務局は、9.1 の規定が遵守されていないことを注記することができるものとし、国際出願を自発的に訂正するよう出願人に示唆することができる。この場合において、受理官庁、管轄国際調査機関、補充調査のために指定された管轄機関及び国際事務局は、該当する場合には、そのような示唆について通知を受ける。

2.2.3 (f)中「(b)(iii)」を「(b)(ii)」に改め、「出願人は、

26 受理官庁に提出した申立てその他の証拠を国際事務局に提出することができる。この場合には、当該写しを一件書類に含める。」を削る。

82.1 4.1 82.4 82.1 4.1 82.4 82.1